

第31回 出雲崎町農業委員会総会議事録

1 開催日時 令和2年5月27日（水）午後4時00分から午後4時20分

2 開催場所 出雲崎町役場 会議室

3 出席委員

農業委員（5人）

会長	2番	内藤 仁
会長職務代理者	4番	森山 一郎
委員	1番	遠藤 文男
	3番	岡田 美由紀
	5番	佐藤 一也

4 欠席委員

農地利用最適化推進委員（5人）

吉水 隆
田中 秀和
権田 数榮
小柳 昌幸
内藤 喜四郎

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について

報告第1号 農用地利用配分計画（移転）について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 大矢 正人

事務局係長 黒崎 陽介

7 会議の概要

事務局 ただいまから第31回出雲崎町農業委員会総会を開会いたします。

議長 本日は推進委員の招集を中止しましたが、農業委員は全員出席しておりますので総会は成立しております。このまま総会を進行いたします。

議長 それでは、出雲崎町農業委員会会則第13条第2項に規定する議事録署名委

員ですが、議長から指名させていただくことにご異議ありませんか。

(異議なし)

議長 それでは、3番 岡田委員、4番 森山委員にお願いいたします。
なお、本日の会議書記には、事務局の黒崎係長よりお願いいたします。

議長 3番の諸般の報告になりますが、新型コロナウイルス感染拡大防止対策の都合により出張、会議等が開催されておりませんのでこの度も特に報告事項はありません。

議長 それでは議事に入ります。議案第1号農地法第5条の規定による許可申請について、事務局より説明願います。

事務局 議案第1号について説明します。議案書の1ページをご覧ください。
議案第1号 農地法第5条の規定による許可申請についてこのたび所有権移転売買による駐車場、資材置場への転用に伴う申請が1件ありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 申請地は登記地目は田となっておりますが、長い間休耕されており、現在に至っては埋められ地元等が申請地上部に位置するため池の管理をするため除草作業が行われておりました。このたびの申請は譲受人が経営するマリーナの駐車場と資材置場に転用し使用したいことによるものであります。

申請地は農用地区域外で集団性もなく生産性の低い海岸沿いの耕地であり、第2種農地のうちの、その他の農地と判断でき、転用した場合に付近の耕地には影響がないものと思われまます。なお、申請地の隣接地の耕地には10年以上前から携帯電話の鉄塔が建てられ使用されております。

以上になります。

議長 ただいま事務局より説明がありましたが、地区担当委員より現地調査の報告意見等をご説明願います。

5番 5月12日(火)に事務局と現地調査に行っていました。今程、事務局より説明がありましたとおり、第2種農地のうち、その他の農地として判断できるものであり、転用による付近の耕地への影響はないと思います。しかしながら、現地では既に一部分に資材等が置かれておりましたので、直ちにマリーナへ行き注意を行いました。従業員の方々は農地法の制度等の内容及び転用許可前ということについて本社から知らされていなかったようであり、今後は注意することの謝罪の言葉はいただきました。事務局からも申請代理人の司法書士に連絡をして注意を促しました。

以上になります。

議長 　　ただいま事務局及び地区担当委員より説明等がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 　　ご意見、ご質問がないようですが、議事資料の現地写真の様子では既に少々資材が置かれておりますが、担当地区委員の報告では故意によるものでは無いと思われまゝ。原案のとおり議案第1号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

（委員の挙手）

議長 　　全員ですので、議案第1号は原案のとおり許可といたします。

議長 　　続きまして、議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について事務局より説明願います。

事務局 　　議案第2号について説明します。議案書の2ページからご覧ください。
議案第2号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について、再設定1件、新規設定2件、所有権移転1件の申請がありました。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 　　番号2及び3につきましては、貸人が高齢化からくる体調等の都合により、設定期間を今月1日に遡りますが、急遽、隣接地で耕作をしているNさんとHさんとの調整により申し出があったものであります。

番号4につきましては農林公社の実施する農地売買支援事業によるものであります。前回の総会ではYさんが当該耕地を新潟県農林公社に売渡をする案件でご承認をいただきましたが、このたびは新潟県農林公社からUさんが当該耕地を買受する案件となります。これが承認されますと売買が成立し、所有権移転登記ほか各種手続きが進められることとなります。

以上、このたびの利用集積計画の案件となります。議案第1号のこれまでの計画内容について、利用権設定申出書の内容を確認した結果、全てにおいて、作付け作物は町の基本構想に適合し、受け手も農地の効率利用等の要件に該当する農業者であり、農業経営基盤強化促進法第18条の3項の各要件を満たしていると考えられます。

説明は以上になります。

議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

4 番 番号2・3の貸人の方は高齢化からくる体調等の都合によりこのたび約5反の田んぼを出すわけですが、それでもまだ約4反程自作地が残ります。これは自分で耕作するのでしょうか。

事務局 貸人の自宅近くに農機具小屋や転作で使用していた田んぼ、それと畑がありますので、残りの耕地はこれまでどおり畑として耕作等をされるようであります。

議長 他にご意見、ご質問はありますか。

4 番 番号4の耕地は隣の筆と一枚田んぼになってるようですが、誰の田んぼでしょうか。

事務局 譲受人の自己所有地です。

議長 他にご意見、ご質問はありますか。

(意見、質問なし)

議長 他にご意見、ご質問がないようですので、原案のとおり議案第2号について許可することに賛成の方は、挙手願います。

(委員の挙手)

議長 全員ですので、議案第2号は原案のとおり許可いたします。

議長 続きまして、報告第1号 農用地利用配分計画(移転)について事務局より説明願います。

事務局 報告第1号について説明します。議案書の5ページからご覧ください。
中間管理機構である新潟県農林公社が利用権の設定をしている農地につきまして、転貸先の変更がありますのでご報告いたします。

【議案書に基づいて内容を説明】

事務局 大字〇〇の〇〇さんが新潟県農林公社に貸し出している農地についての受け手の変更となります、こちらの農地については平成30年9月25日の総会にて農地利用集積計画の承認がされているもので、利用権設定期間は平成30年12月1日から令和10年12月31日まで(約10年と1カ月)となっており、これを令和2年4月29日より(約8年9カ月間)引き継いだものになります。

説明は以上です。

議長 　　ただいま事務局より説明がありましたが、ご意見、ご質問のある方は挙手願います。

（意見、質問なし）

議長 　　ご意見、ご質問がないようですので報告第1号は終了します。

議長 　　以上で、本日の議案の審議は全て終了いたしました。
この際、その他の件についてご発言あれば挙手をお願いいたします。

（発言なし）

議長 　　それでは、以上をもちまして出雲崎町農業委員会第31回総会を閉会いたします。

出雲崎町農業委員会会議規則第13条第2項の規定により、ここに署名します。

令和2年5月27日

議長 ⑩

議事録署名委員
3 番 ⑩

議事録署名委員
4 番 ⑩